

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年6月29日

月曜日

号外

目次

規則

- 富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則 1

告示

- 富山県民共生センターの利用料金の額についての一部改正 2

公告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請 3
○財政概況及び地方公営企業の業務の公表 5
○土地改良区の役員の退任
○県営土地改良事業の工事の完了
○土地改良事業の工事の完了 6

規則

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月29日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第39号

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則

富山県技術専門学院規則（昭和63年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第12条」に改める。

第11条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第12条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第16条中「既に授業料を納付した訓練生が休校し、若しくは退校したとき、又は授業料の減免を受けたときは、当該」を「別に定めるところにより、既納の」に改める。

別記様式中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

(施行期目)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県技術専門学院規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(多様な人材活躍推進室)

告 示

富山県告示第331号

富山県民共生センターの利用料金の額についての一部改正について

富山県民共生センターの利用料金の額について（平成26年富山県告示第 149号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

表の映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

映画 設備 及び 視聴 覚機 器	ビデオプロジェクター（スクリーン付）	1 式	2,980
	スクリーン	1 張	880
	スクリーン（移動式）	1 張	770
	DVDプレーヤー	1 台	2,200
	デジタル配信設備セット（カメラ 1 台付）	1 式	2,580

表の照明設備の項中

センターフォロースポットライト	1 台	1,050
スポットライト (650ワット)	1 台	560

を

センターフォロースポットライト	1 台	1, 050
-----------------	-----	--------

テープレコーダー（カセット、DAT）	1 台	1,660
LD・CDプレーヤー	1 台	1,660

CDプレーヤー（ホール用）	1 台	1,660
---------------	-----	-------

(政策推進室)

農地を利用する権利の設定の裁定申請

令和8年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
中新川郡立山町米道 221番 1	田	2,929㎡
中新川郡立山町米道 243番 1	田	2,888㎡
中新川郡立山町米道 244番 1	田	2,967㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金

の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
中新川郡立山町米道 221番 1	令和9年3月31日	5年	55,650円
中新川郡立山町米道 243番 1	令和9年3月31日	5年	54,870円
中新川郡立山町米道 244番 1	令和9年3月31日	5年	56,370円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年7月13日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3 第 1 項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第 6 号）の規定による令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2 第 1 項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第 6 条及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）第 6 条の規定による令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和 8 年 6 月29日

富山県知事 新 田 八 朗

土地改良区の役員の退任

黒部川左岸土地改良区の役員であった次の者が令和 8 年 6 月11日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	川 上 浩	黒部市宇奈月町浦山 640番地

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和8年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
猪谷池	農村地域防災減災事業（ため池整備）	令和7年10月31日
千元池	農村地域防災減災事業（ため池整備）	令和7年11月20日
今泉	農地整備事業（経営体育成型）	令和7年12月12日
黒河新	農村地域防災減災事業（ため池整備）	令和8年3月17日
芹谷野2期	水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）	令和8年3月19日
谷内田池	農村地域防災減災事業（ため池整備）	令和8年3月31日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

令和8年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
小矢部市 土地改良区	同 左	石坂	団体営基盤整備促進事業	令和8年3月23日